

2回
平成31年第 総会
2月

白井市農業委員会会議録

平成31年2月7日 開会

平成31年2月7日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

平成31年2月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齋 藤 和 博
2. 秋 谷 茂 男
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 清
6. 山 崎 雅 巳
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

農地利用最適化推進委員の欠席は次のとおり

3. 川 上 洋

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第2号 平成30年度第10次農用地利用集積計画について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

3月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 2月19日火曜日
- ・事前審査会(案) 2月26日火曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部3
- ・総会(案) 3月5日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策本部3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 それでは、皆さんこんにちは。

定刻をちょっと過ぎましたけれども、今、隣で会議をやっている、終わらないから途中で抜けてきたところなのですけれども、今から始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、平成31年の2月定例総会に出席いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

立春も過ぎまして、暦の上では春になりましたけれども、毎日寒い日が続いております。

ただ、きょうは大分暖かくなっておりましてけれども、あしたからまた寒くなるということで、ことしは例年になくインフルエンザが流行しているということで、委員の皆様方には、健康には十分気をつけていただきまして、これからの農作業、委員活動等頑張ってくださいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより平成31年2月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、4番、今井幹代委員、5番、福田孝一委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成31年2月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、清戸字和田前34番1、外1筆。

地目、田及び畑、現況、畑。

地積、2筆合計で1,198平方メートル。

権利者、船橋市金杉台、〇〇〇〇。

義務者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

申請事由、転用を伴う賃貸借権の設定、車両置場です。

2番、清戸字和田前43番2。

地目、田、現況、畑。

地積、173平方メートル。

権利者、こちらも〇〇〇〇です。

義務者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

転用を伴う賃貸借権の設定、車両置場でございます。

以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

根本孝一委員、お願いします。

根本孝一委員 1班班長の根本です。

それでは、調査報告をいたします。

関連性ありますので、1、2を一括の報告とさせていただきます。

審査資料は1番と2番ということになります。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの代理人、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所から東へ3.5キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、第2種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、現在、オークションで落札した車の販売、輸出をしています。

車両置場が必要となりますが、今まで借りていた土地が返還となったので、当申請地を利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は、車両置場ということですが、申請面積は1,371平方メートルと、宅地部分を合わせ1,476.78平方メートルであり、以前の面積より広めを希望するということもありましたので、事業計画との関係においては、面積のほうは妥当と思われる。

資金は借り入れで賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われる。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題がないものと思われる。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

内藤秀樹委員をお願いします。

内藤秀樹委員 内藤です。

先日、〇〇さんと〇〇さんにお会いして、話を伺ってきました。

〇〇さんはサラリーマンをされていて、農業をしておらず、子供もいないため、後継者もいません。

それと〇〇さんも親子で大工をやっているもので、やはり農業をしていなくて、土地を貸すということになりました。

それで、この土地について、昨年からいろいろありまして、かいつまんで説明したいと思うのですけれども、この土地、昨年9月にガラを埋めてしまって、笠井会長と〇〇さんのお宅に伺って、仲介に入っている業者と話し合い、撤去してくれるよう頼んだ経緯があります。

また、〇〇さんの土地は、50年前に、お互いの親同士が口約束で、隣の〇〇さんの土地にある〇〇さんの土地と交換してあり、事実上は〇〇さんの土地になっております。

やはり昨年、これらの土地を法的にもちゃんと交換しようと相談を受けたので、弁護士である岩井委員のところへ伺って聞いたところ、時効取得がいいだろうということで、手続の仕方とかを教わったのですけれども、まだ今回までには手続ができていなかったようで、そのためにこの案件、許可後半年して転用して、それぞれの名義に書きかえるということです。

そういうわけで、いろいろ難しいことがあったのですけれども、現時点で、特に問題はないと思われま

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

宇賀委員。

宇賀義則委員 宇賀です。

こちらの融資の関係で、費用を融資される〇〇〇〇さんという方と、権利者の〇〇さんとのご関係は、どういった関係でしょうか。

内藤秀樹委員 事前審査会でもちょっと気になったので聞いたのですけれども、〇〇〇〇さんというのは、この〇〇〇〇の代理人で来た〇〇〇〇さんという方なのですけれども、それで、どうしてということを知ったのです。

そうしたら、この事業に対して理解をして、個人的な融資だというお話でした。

宇賀義則委員 わかりました。

笠井会長 ほかにございますか。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、2番、関連がありますので、一括して採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、2番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第2号 平成30年度第10次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

まず、説明に入らせていただく前に、議案の訂正をお願いしたいと思います。

4ページをごらんください。

一覧表になりますけれども、3番の利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇さんなのですが、この〇〇さんの〇という字、〇〇の〇になっておりますけれども、〇〇の〇、2番の〇〇〇〇さんの〇と同じ字に訂正をお願いします。

続きまして、5番から13番まで、利用権を設定する農用地の所在地の字、堤ノ上なのですけれども、これ、手へんになっていますが、全部土へんですので、訂正をお願いいたします。

お手数をおかけしますが、説明のほうに入らせていただきます。

議案第2号 平成30年度第10次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成30年度第10次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

平成31年2月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

3ページをごらんください。

市長からの協議文となります。

4ページをごらんください。

一覧表（案）になります。

関連があるもので、同一の項目につきましては、まとめて説明させていただきます。

1番、折立字前原88番7。

地目、原野、現況、畑。

利用権設定面積、1,236平方メートル。

設定する利用権、種類、賃貸借権。

内容、畑作。

期間、1年。

賃料、2万円。

支払方法、口座。

利用権を設定する者、白井市根 番地 、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市折立 番地 、〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

経営面積、312アール、継続です。

2番、名内字下田725番、外1筆。

地目、田。

利用権設定面積、2筆合計で2,049平方メートル。

設定する利用権、賃貸借権。

内容、水稻。

期間、5年。

賃料、米120kg。

直接持参。

利用権を設定する者、白井市名内 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市名内 番地、〇〇〇〇。

経営面積、119アール、継続です。

次に、3番と4番の同じ項目について、神々廻字長堀1784番30。

地目、畑。

設定する利用権、使用貸借権。

内容、畑作。

期間、2年。

利用権を設定する者、船橋市上山町 、〇〇〇〇。

継続です。

次に、それぞれの部分について、読み上げます。

3番、利用権設定面積、7,671のうち、3,000平方メートル。

利用権の設定を受ける者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇、相続人代表、〇〇〇。

経営面積、100アール。

4番、利用権設定面積、7,671のうち3,900平方メートル。

利用権の設定を受ける者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

経営面積、185アール。

続きまして、5番から16番までの共通項目は、設定する利用権、こちら全て賃貸借権になります。

内容は、畑作。

期間が10年。

支払方法は、口座。

利用権の設定を受ける者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇

〇。

経営面積、100アール。

新規です。

それでは、それぞれの部分について読み上げます。

5番、白井字堤ノ上69番1、外5筆。

地目、田。

面積、6筆合計、2,543平方メートル。

賃料、合計で2万5,000円。

利用権を設定する者、八千代市米本 番地、米本団地 、〇〇〇〇、〇〇

〇〇。

6番、白井字堤ノ上70番1、外3筆。

地目、田。

面積、4筆合計で2,076平方メートル。

賃料、2万円。

利用権を設定する者、白井市白井 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

7番、白井字堤ノ上73番1、外2筆。

地目、田。

面積、2筆合計で1,282平方メートル。

賃料、合計で1万5,000円。

利用権を設定する者、白井市根 番地 、〇〇〇〇。

8番、白井字堤ノ上72番1、外5筆。

地目、田。

面積、6筆合計で1,365平方メートル。

賃料、合計で1万5,000円。

利用権を設定する者、白井市白井 番地、〇〇〇〇。

9番、白井字堤ノ上74番1、外1筆。

田。

2筆合計、1,038平方メートル。

賃料、合計1万円。

利用権を設定する者、白井市根 番地 、〇〇〇〇。

10番、白井字堤ノ上79番1、外1筆。

地目、田。

面積、2筆合計、254平方メートル。

賃料、合計で3,000円。

利用権を設定する者、白井市復 番地 、〇〇〇〇、相続人代表、〇〇〇〇。

11番、白井字堤ノ上81番、外5筆。

地目、田。

面積、6筆合計で2,193平方メートル。

賃料、合計で2万5,000円。

利用権を設定する者、白井市根 番地 、〇〇〇〇。

12番、白井字堤ノ上82番1、外2筆。

地目、田。

面積、3筆合計で1,345平方メートル。

賃料、合計で1万5,000円。

利用権を設定する者、白井市白井 番地、〇〇〇〇。

13番、白井字堤ノ上83番2、外2筆。

地目、田。

面積、3筆合計で1,342平方メートル。

賃料、合計で1万5,000円。

利用権を設定する者、市川市二俣、〇〇〇〇、相続人代表、〇〇〇〇。

14番、神々廻字新駒169番1、外2筆。

地目、田。

面積、3筆合計で1,037平方メートル。

賃料、合計で1万円。

利用権を設定する者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

15番、神々廻字新駒163番1、外9筆。

地目、田。

面積、10筆合計で3,957平方メートル。

賃料、合計で4万円。

利用権を設定する者、白井市神々廻 番、〇〇〇〇。

16番、神々廻字西堀込1331番8。

地目、畑。

面積、2,611平方メートル。

賃料、3万円。

利用権を設定する者、鎌ヶ谷市北中沢、〇〇〇〇。

続きまして、17番から20番まで、共通事項は、利用権を設定する農地の地目が全て田。

設定する利用権、種類が全て賃貸借権。

内容が水稻。

期間が10年です。

支払方法は、直接持参です。

利用権の設定を受ける者が、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

経営面積、114アール。

新規です。

次に、それぞれの部分について読み上げます。

17番、清戸字大崎161番、外1筆。

面積、2筆合計で2,313平方メートル。

賃料、合計で米120キロ。

利用権を設定する者、白井市十余一 番地、〇〇〇〇。

18番、清戸字大崎162番1。

面積、780平方メートル。

賃料、米30キロ

利用権を設定する者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

19番、清戸字大崎199番1、外6筆。

面積、7筆合計で7,017平方メートル。

賃料、合計で米420キロ。

利用権を設定する者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇、相続人代表、〇〇〇〇。

20番、清戸字大崎169番、外1筆。

面積、2筆合計で2,048平方メートル。

賃料、合計で米120キロ。

利用権を設定する者、白井市清戸 番地 、〇〇〇〇。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

5番から20番までについては、新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

5番から13番までについて、最適化推進委員の秋本善久委員、申し上げます。

秋本善久委員 推進委員の秋本です。

当初、話は、この〇〇〇〇の〇〇〇〇さんということで、神々廻側の自分のほうの土地のところを探して、それで目標が2町歩ほどだったのですが、2町歩のほうに届かないという部分で、自宅に近いところ、あと土地の近いところというところで、白井がどうですかという部分があって、それは事務局を通して自分のほうに連絡がありました。

そこから、〇〇〇〇さんとの接触があって、〇〇〇〇さんのところに行きましたところ、昨年、一般財団法人で〇〇〇〇という財団ができて、そこで、薬用植物の生産。

日本は中国のほうから薬用、薬ですね、植物を輸入しているのが大半だということで、ここの機構が、そういったものが何かあったときには、通常どおりに入っていない場合があるので、日本での生産というのも考えてという、いろいろそういうものがあってできたらしいです。

その中で、〇〇〇〇さんの役割というところでは、薬用植物の生産で2町歩というところで話があって、内容はゴボウの種をとるという話を伺いました。

白井のほうでは、約1町3反歩探したところ、ちょうど近場にありまして、それでその場所はもともと10年ぐらいは耕作放棄地になっていましたので、それがきれいになるという部分で、もう既に実生で生えた樹木、そういうのももう伐採して、景色が大分変わりました。

きれいになりました。

そういったところで、つくるというところでは、機構というところもある、財団があつてその財団へ行く、その会社に薬草の物を卸すという部分で安定しているというこゝで。

一応10年借りるということで、場所はちょうど反対側だったので、いいのかなというこゝで、そこから各地主さんに電話をして、こういう方がおるのですけれどもということで紹介したところ、皆さん、いいですよということで、そこから始まりまして、一応神々廻と合わせると2町歩、これが整ったということでもあります。

経過は以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

14番から16番までについて、最適化推進委員の齋藤和博委員、お願いします。

齋藤和博委員 推進委員の齋藤です。

今、秋本さんのほうからおおむねお話がございましたけれども、一つは、最初に行ったときに、何で田んぼで草のところをつくるんだという話だったのですけれども、農薬を周りにかけていないところという、やはり田んぼしかない。

で、周囲はやはり畑も大分あいてるのですけれども、神々廻はあいてるのですけれども、周りにナシ園等がありまして、どうしても農薬がかかってしまうので、田んぼで探しているということが、最初のきっかけということですね。

それで神々廻のほうも、まだあいてるところあるのですけれども、家庭菜園なり、若干田んぼでつくっている方がいますので、それで反対に白井側はどうかという話で、うちから近いのも条件の一つの中で行いたい。

今回は、約2町1反になりますけれども、先行き、来年か再来年にまだ面積をふやすという予定で、その辺については、また相談に乗るよということで、この間、回答しました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

17番から20番までについて、最適化推進委員の山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員 推進委員、山崎です。

貸付者、〇〇〇〇さんについてですが、昨年まで家族で稲作をされていましたが、旦那さんが亡くなりことしからはできないということで、ライスセンターの仲介で〇〇〇さんをお願いしたということです。

そのほかの3件の貸付者については、やられていた方が高齢になり作業が大変だということで、〇〇〇さんをお願いしたとのこと。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

根本委員。

根本孝一委員 農業委員の根本です。

今回の新規の部分の5番から16番について、〇〇〇〇のところなのですけれども、薬用ということで、余り周りに、さっき白井のほうは田んぼはもうほぼやっていないということだったのですけれども、神々廻のほうも、周りの田んぼから水が染み出てくるようなところではなくという理解でよろしいのですか。

齋藤和博委員 はい。

水自体は、用水から多少漏れるのですけれども、先ほど申しましたように、周りに水田、ほとんど空散ありません、白井については。

そうすると農薬については、ほぼ大丈夫だろうということで、その辺ということで、染み出たりする部分についても、ないと思います。

根本孝一委員 隣が田んぼをやっている方だと、除草剤ということ、染み出てしまうのでどうかなと思って。

齋藤和博委員 除草剤については、下に入ってしまうので問題ないらしいのです。

どうしても飛散して飛んでくるやつが一番の問題ということで。

〇〇〇〇の〇〇くんについては、8月、9月がどうしてもランとかをやっていたよね、ガラス温室で。

どうしても、その時期があくので、その時期にこういう形で薬草をつくるということで、それが当初ということです。

ただ、8月、9月ですと、そんなにもう田んぼについては除草剤も使わない。

先ほど申しましたように、ネギをつくっている方が回りにいるだとか、どうしてもナシはまだ8月かけますので、その辺で田んぼを選んだということです。

根本孝一委員 わかりました。

笠井会長 ほかにございますか。

押田委員。

押田勝巳委員 新規で、〇〇〇〇さんのところの借りる、ゴボウの種をとると言いましたけれども、ゴボウの種といっても、ゴボウをつくるのですよね。

齋藤和博委員 要するに種をとるって、薬草用のゴボウなのです。

日本の食べるようなゴボウではないのです。

短いというのですか。

押田勝巳委員 田んぼを壊してしまうのではないかなと思って。

わかりました。

笠井会長 ほかにございますか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号

平成30年度第10次農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 平成30年度第10次農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

平成31年2月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

8ページをごらんください。

専決処分書となります。

農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出です。

3件でございます。

10ページをごらんください。

農地法5条の規定による許可申請の取り下げになります。

3件、提出されたものでございます。

報告事項は、以上でございます。

次第に戻っていただきまして、その他といたしまして、まず、次回の事前審査会、総会の日程についてお知らせいたします。

申請受付締め切りは、2月19日火曜日となります。

事前審査会が2月26日火曜日、こちらは第2班の担当となります。

午前9時から、本庁舎2階災害対策本部3で行います。

総会は、3月5日火曜日午後4時から、こちらも本庁舎2階災害対策本部3で行います。

報告事項は以上となりますが、続きまして、農業者年金の加入推進の関係でお願いがあります。

今月末まで皆様に訪問していただきまして、アンケートの提出をお願いしているところですが、提出済みの方は、ありがとうございました。

白井市全体についての目標というのが設定されてありまして、皆様に5件割り振らせていただいているのですが、目標が達成できませんと、来年度、県の農業会

議からの指導の対象になってしまいますので、ご協力をお願いしたいと思います。

会長と私と農協の職員と、15件回っていますけれども、一応目標が42件という形で設定していますので、あと、皆様とのダブっているものは除外する形になりますので、皆様にご協力お願いいたします。

あと、農政班のほうからお知らせがあるということなので。

事務局 事務局、産業振興課の松本です。

ちょっとお時間をいただいて、2点ほどご連絡、ご案内がありますので、お話しさせていただきます。

今、お手元に皆さんにお配りした、まず研修会の案内なのですが、これは千葉県印旛農業事務所から、ぜひ農業委員さん、推進委員さんにもご案内してほしいということでご案内させていただくものです。

2月15日の金曜日なのですが、茂原と袖ヶ浦の集落営農で、水田の裏作として、多角経営とか、高収益作物ということで、レタスなどの野菜栽培に取り組んで収益を上げている集落営農があるということで、今後の水田だけではなかなか営農継続は難しいという場合の方策として、こういう方法があるという、先進地視察ということで、茂原と袖ヶ浦のそれぞれの法人の見学が開催されますので、ご案内をさせていただきます。

急で申しわけないのですが、もし参加希望がある場合は、きょうのあしたで申しわけないのですが、あした8日までに、産業振興課の松本までご連絡いただければと思いますので、参考までにご案内をさせていただきます。

あと、もう一点なのですが、これは別件なのですが、前もご案内しましたが、地域で担い手の方に、特に水田ですけれども、農地集積を進める上で、人・農地プランの座談会を随時、地区ごとに開催、こちらもさせていただきたいと思っていますので、推進委員さん、農業委員さん、それぞれの地区でそういう話し合いをぜひ持ちたいというようなことがありましたら、私のほうまでご連絡いただければ、ぜひセッティングをさせていただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。こちらからの話は以上になります。

ありがとうございます。

笠井会長 それでは、本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

どうも、ご苦労さまでした。